

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年11月29日

担当	東京労働局労働基準部安全課 課長 伊藤 聖 主任安全専門官 成田 光志 電話 03(3512)1615
----	--

年末・年始 Safe Work 推進強調期間を実施します。 (12月1日～1月31日)

～死亡災害の約半数を占める建設業に対して集中現場指導を実施します～

東京労働局（局長 富田 望）では、令和6年12月1日から令和7年1月31日までの期間を「年末・年始 Safe Work 推進強調期間」として設定し、東京労働局管内の事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図るため、都内の労働災害防止団体、事業者団体及び事業者に対して労働災害防止を呼びかけます。（別添1、別添2）

また、都内の建設業では、令和6年の直近（令和6年10月末日現在）の死亡者数が11人と前年同期に比べて下回っているものの、全産業の死亡者数25人の約半数を占めております。

このことから、東京労働局、都内の各労働基準監督署では、管内の建設現場に対し、集中指導や安全衛生パトロール等を実施します。

【主な取組事項】

- 1 建設現場に対する集中指導の実施
各労働基準監督署では、本期間中に建設現場に対して集中指導を実施します。
- 2 各労働災害防止関係団体^{※1}に対する取組要請
局長から文書により各労働災害防止団体（114団体）の長あて、取組要請を行いました（別添2）。
- 3 安全衛生パトロール等の実施
(1) 東京労働局長と建設業労働災害防止協会東京支部長との合同による建設現場パトロールの実施（令和6年12月3日予定）

(2) 労働基準部長によるパトロールの実施（令和7年1月予定）

(3) 「令和6年度 第2回 TOKYO 小売業 SAFE 協議会」を開催
（令和7年1月21日予定）

※上記（2）及び（3）の詳細は別途、改めてお知らせいたします。

4 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施（別添3）

東京労働局管内の10,000事業場を対象に、労働災害防止対策の取組について、事業場の自主的な改善を促すため、自主点検を実施します。

※1 公益社団法人東京労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会東京支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部など

添付資料

- 1 令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱
- 2 労働災害防止関係団体への要請文、周知用リーフレット
- 3 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施について

令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和 6 年 1 2 月
東 京 労 働 局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和5年の死亡災害は46人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）と前年比で9人減少したものの、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）が11,394人と前年比592人の増加となった。

令和6年9月末現在の死亡災害は前年から3人減少したものの25人も尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が本年4月から導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されたことから改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和6年12月1日（日）～ 令和7年1月31日（金）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進
- ⑨ 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止

の気運の醸成

- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

別添の労働災害防止団体等の長 へ

東京労働局長

令和 6 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

平素より、東京労働局の行政運営、とりわけ労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

東京労働局におきましては、第 14 次東京労働局労働災害防止計画（令和 5 年度からの 5 か年計画）に基づき、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有し、労働災害の防止に向けた取組を推進しております。

また、東京労働局管内における令和 6 年 9 月末日時点における労働災害発生状況は、死亡者数 25 人（前年同期比－3 人）、休業 4 日以上之死傷者数 7,398 人（前年同期比＋184 人）となっており、死亡者数は前年より下回っているものの死傷者数は増加しており、憂慮すべき状況となっていることから目標達成に向け更なる労働災害防止の取組が求められています。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和 6 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨を御理解いただき、別添要綱による取組に御協力賜りますようお願いいたします。

令和6年度

年末・年始

セーフ

ワーク

Safe Work

推進強調期間

年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、
建設現場に対して集中パトロールを実施します！

期間 令和6年12月1日(日)～令和7年1月31日(金)

死亡災害では、依然として建設業が最多(令和6年9月末日現在11人。全業種25人の約半数。)であることから、**集中的な建設現場の指導**を実施します。



安全衛生管理活動の「4K」の徹底をお願いします！

～ 皆様へのお願い ～

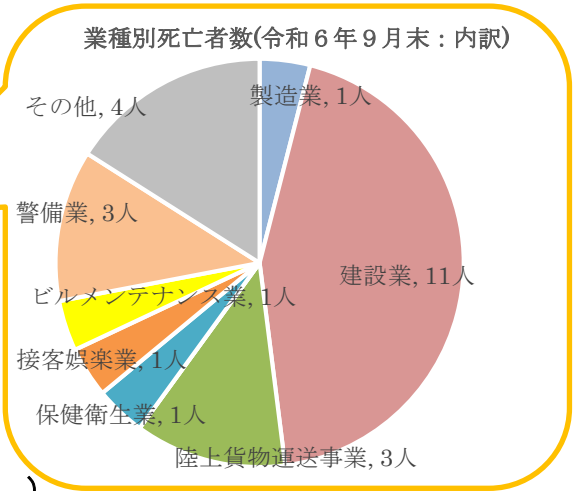
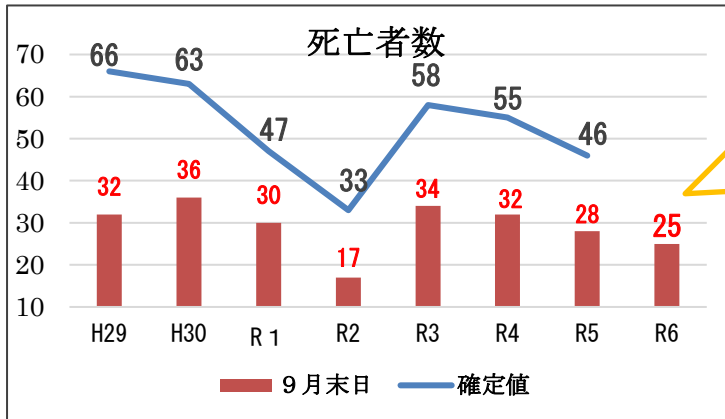
- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底(災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等)
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



令和6年（9月末日現在）の東京労働局管内の労働災害発生状況

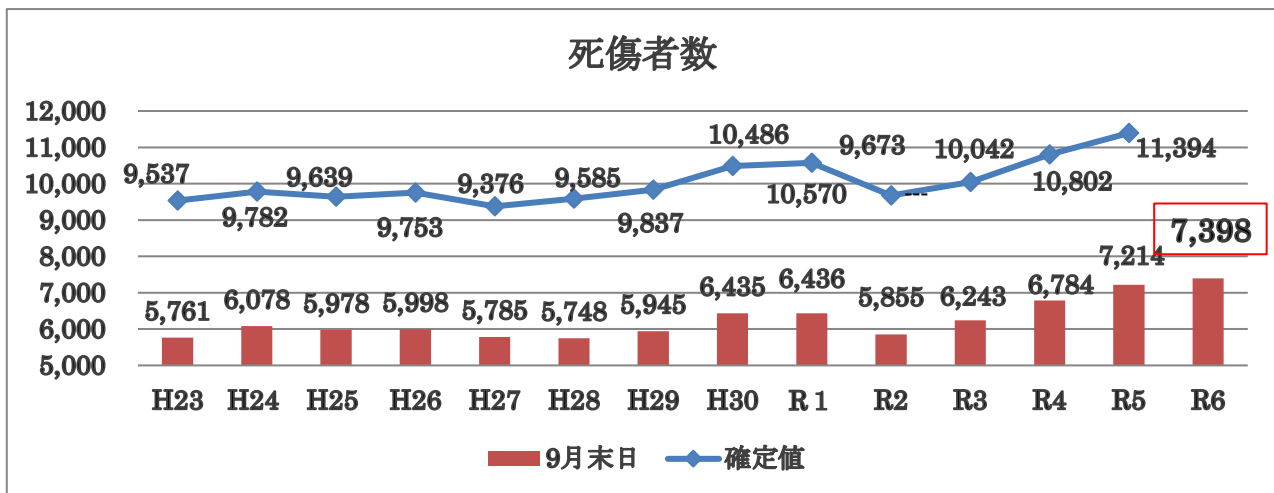
死亡者数（25人 新型コロナウイルス感染症り患者を除く）

- ・ 製造業1人、建設業11人、陸上貨物運送事業3人、ビルメンテナンス業1人、警備業3人など。
- ・ 事故の型では「墜落、転落」が最も多く6人死亡。



死傷者数（7,398人。新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）

- ・ 前年同期を上回っており、**年間1万人を超えるおそれ**。
- ・ 前年同期に比べ、運輸交通業、小売業、飲食店、ビルメンテナンス業において増加している。
- ・ 事故の型では「踏み抜き」、「高温・低温の物との接触」、「激突」が特に増加。



年末・年始に発生した災害事例

小売業
 (年齢：60歳代)
 トラックから台車を降ろす際、台車が倒れかかってきて、肩を強打したものの。(休業1ヶ月)

建設業
 (年齢：50歳代)
 ユニック車で資材を搬出する際、吊り荷の下に入り、骨折した。(休業3ヶ月)

ビルメンテナンス業
 (年齢：40歳代)
 外壁の窓を脚立を使用して清掃していた際、バランスを崩し転落したものの。(休業1ヶ月)

食品品製造業
 (年齢：30歳代)
 フライヤーで揚げ物をしている際、油が目に跳ねて負傷した。(休業1ヶ月)

出典：災害事例は労働者死傷病報告、挿入絵は職場のあんぜんサイトより（一部加工）

労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。

東労基発 1115 第 1 号
令和 6 年 11 月 15 日

事業主様

東京労働局労働基準部長

労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施について

平素より労働基準行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

東京労働局では、昨年度から第 14 次東京労働局労働災害防止計画がスタートし、東京労働局の基本目標は、死亡災害、死傷災害ともに 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させることとしています。

令和 6 年度においても労働災害を少しでも減らし、安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け「第 14 次東京労働局労働災害防止計画」にある「アウトプット指標」と「アウトカム指標」の下、労働災害防止対策を推進し、目標達成に向け、皆様方とともに労働災害防止に取り組んできたところで

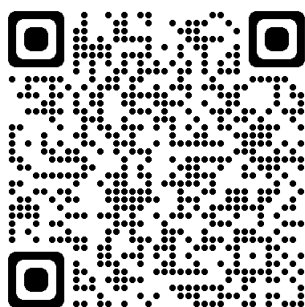
このような状況から慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和 6 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

これに伴い、東京労働局では、各事業場の労働災害防止対策の取組状況等の把握と事業場における自主的な改善を促すため、自主点検サイトを作成いたしました。

お忙しいところお手数ですが、**令和 6 年 12 月 20 日までに**下記 URL又は、本書下部にある2次元コードから自主点検を実施していただきますようお願いいたします。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou13/202311_01_anzen14ji

※自主点検にかかる所要時間は 5 分程度です。



自主点検入力サイト

【問い合わせ先】

東京労働局労働基準部安全課・健康課
〒102-8306

千代田区九段南 1-2-1
九段第 3 合同庁舎 13 階

TEL 03-3512-1615 (安全課)

03-3512-1616

(健康課：メンタルヘルス関係)

FAX 03-3512-1559